特別職報酬等の改定について(案)

【令和5年度特別区人事委員会勧告】

月例給については、公民格差3,722 円(O. 98%)を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000 円以上の引上げとし、特別給については、年間支給月数をO. 1月引上げる

【改正案】

令和5年度特別区人事委員会勧告と同様に、特別職等の報酬等月額を0.98%増額するとともに、 期末手当の支給月数を0.1月引上げる。

		報酬等月額	期末手当		末手当 B	年収		年間経費
		Α	支給月数	女	年間支給額	+1X 		合計額
	現行	1,246,700	3.30	月	5,965,459	20,925,859	× 1人=	20,925,859
区長	改定後	1,258,900	3.40	月	6,206,377	21,313,177	× 1人=	21,313,177
	差	12,200	0.10	月	240,918	387,318	× 1人=	387,318
副区長	現行	1,008,900	3.30	月	4,827,586	16,934,386	× 1人=	16,934,386
	改定後	1,018,800	3.40	月	5,022,684	17,248,284	× 1人=	17,248,284
	差	9,900	0.10	月	195,098	313,898	× 1人=	313,898
	現行	922,000	3.30	川	4,411,770	15,475,770	× 1人=	15,475,770
教育長	改定後	931,000	3.40	川	4,589,830	15,761,830	× 1人=	15,761,830
	差	9,000	0.10	川	178,060	286,060	× 1人=	286,060
	現行	916,100	3.20	月	4,250,704	15,243,904	× 1人=	15,243,904
議長	改定後	925,100	3.30	月	4,426,603	15,527,803	× 1人=	15,527,803
	差	9,000	0.10	月	175,899	283,899	× 1人=	283,899
	現行	785,200	3.20	月	3,643,328	13,065,728	× 1人=	13,065,728
副議長	改定後	792,900	3.30	月	3,794,026	13,308,826	× 1人=	13,308,826
	差	7,700	0.10	月	150,698	243,098	× 1人=	243,098
	現行	644,300	3.20	月	2,989,552	10,721,152	× 8人=	85,769,216
委員長	改定後	650,600	3.30	川	3,113,121	10,920,321	× 8人=	87,362,568
	差	6,300	0.10	月	123,569	199,169	× 8人=	1,593,352
副委員長	現行	617,400	3.20	月	2,864,736	10,273,536	× 8人=	82,188,288
	改定後	623,500	3.30	月	2,983,447	10,465,447	× 8人=	83,723,576
	差	6,100	0.10	月	118,711	191,911	× 8人=	1,535,288
	現行	595,400	3.20	月	2,762,656	9,907,456	× 16 人 =	158,519,296
議員	改定後	601,200	3.30	月	2,876,742	10,091,142	× 16 人 =	161,458,272
	差	5,800	0.10	月	114,086	183,686	× 16 人 =	2,938,976

※予特・決特の委員長・副委員長については、考慮していない

※議員改選等についても、考慮していない

(参考①)区長、副区長及び教育長の期末手当・・・(給料月額+給料月額×45/100)×支給月数 (参考②)議員の期末手当・・・(報酬月額+報酬月額×45/100)×支給月数

三役合計

議員合計

改定前

改定後	54,323,291
差	987,276
改定前	354,786,432
改定後	361,381,045

53,336,015

6,594,613

三役•議員 合計

改定前	408,122,447
改定後	415,704,336
差	7 581 889